

横浜市一時保育事業のご案内

1 一時保育事業（認可保育所等で行う一時的な保育）とは

一時保育とは、保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり（保育）する制度です。

2 対象児童

認可保育所等（横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（給付対象）、家庭的保育事業及び認定こども園の保育所部分も含む）に在籍していない未就学児童
 ※横浜市民以外の利用については、直接施設にお問い合わせください。

3 利用制限

下記の利用用途で預かります。なお、児童一人あたり、ひと月の利用限度は合計 120 時間です。

種類	内容
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。

例えば…
 非定型利用で 100 時間利用している場合は、緊急やリフレッシュでの利用は 20 時間可能です。

4 利用料

保護者が横浜市民である児童の利用料は、右のとおり上限額を設定しています。ただし、金額や一時保育事業の実施時間の設定は施設によって異なります。また、キャンセル料・一時保育事業実施「時間外」の料金などは各施設で定めているため、施設へお問い合わせください。
 ※利用料は 30 分単位で徴収され、10 円未満は切り上げです。
 ※市外在住児童については市で定める上限金額がなく、施設によって異なるため、直接ご確認ください。

＜一時保育事業 料金の上限＞
 3歳児未満 300 円（1時間あたり）
 2,400 円（1日あたり）
 3歳児以上 160 円（1時間あたり）
 1,300 円（1日あたり）
 給食・おやつ 合計 500 円
 （1日あたり）
※日額上限は継続します。
※時間外料金は、上限の対象外です。

＜減免制度＞ 保護者が横浜市民の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）減額制度があります。
 （里帰り出産や海外からの一時的な帰国、及び必要書類の提出ができない場合は対象外）

減免対象世帯	減免率	必要書類（写し可・いずれか一つをご提出ください）
生活保護世帯	全額減免	○生活保護受給証明書 ○休日・夜間等診療依頼証 ○保護決定通知書 ○生活保護費支給証
市民税非課税世帯	全額減免	市民税・県民税課税（非課税）証明書（父母）
ひとり親世帯	全額減免	○福祉医療証 ○児童扶養手当認定通知書 ○児童扶養手当証書
市民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯（年収360万未満相当世帯）	2/3 減免	市民税・県民税課税（非課税）証明書（父母） <u>※備考欄に税額控除額の内訳が必要です。</u> <u>必ず証明書発行窓口でその旨を申し出てください。</u>
多胎児減免 （緊急・リフレッシュのみ利用可能）	全額減免	○母子手帳（出生届出済証明の箇所） ○住民票等の多胎児であることが確認できる書類

※戸籍上、ひとり親の場合に限り、1 通の課税証明書等で判定します。

5 実施施設

横浜市一時預かり WEB 予約システムから検索が可能です。
 詳しくは、[横浜市一時預かり WEB 予約システム](#)で検索
 ※WEB 予約機能は一部の施設のみ実施しています。

WEB 予約システムの
 二次元コードはこちら



類似事業の紹介（乳幼児一時預かり）

認可外保育施設でも一時的な預かりを実施しています。
 「横浜市一時預かり WEB 予約システム」から検索と WEB 予約が可能です。